

下水道排水設備工事責任技術者届出事項変更届の提出について

1 提出書類

下水道排水設備工事責任技術者の届出内容に変更があった時は下記の

(1)・(2)・(3)を事務局へご提出ください。

(1) 「下水道排水設備工事責任技術者届出事項変更届」(様式第8号)

住所・氏名・勤務先は変更した項目のみ新旧お書きください。

退職され、その後勤務していない場合は、前勤務先を記入し、欄外に「退職」とお書きください。

(2) 排水設備工事責任技術者証の写し

排水設備工事責任技術者証の裏面の「異動事項記載欄」に、変更後の新しい住所・氏名・勤務先を記入してから両面をコピーしてください。

*技術者証は有効期限までご使用いただけます。

(3) 下記①②③のうち該当する書類

①住所変更の場合 住民票(原本)

※地番変更等により市町村から「住所変更証明書」が交付されている場合は、住民票の代わりに証明書を提出することができます。

②氏名変更の場合 戸籍抄本または戸籍個人事項証明書(原本)

③勤務先変更の場合 下記a.～d.のいずれかひとつ

但し、現在の勤務先で勤務地(本店・支店・営業所等)のみ変更になった場合は、様式第8号の新勤務先・前勤務先を記入して御提出ください。a～dは不要です。

a. 組合健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険被保険者証の写し

(*勤務先の記載が必要です。記載のない場合はb、c、dを添付)

b. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

c. 雇用証明書(従業員の場合)

d. 宣誓書(代表者本人の場合)

2 利用目的

本協会が取得した排水設備工事責任技術者の個人情報、以下の目的にのみ使用します。

○排水設備工事責任技術者の登録管理及び責任技術者証の交付に関すること。

○排水設備工事責任技術者の資格の更新に関すること。

○市町村における排水設備工事業務に関わること

3 書類提出先(郵送可)

※切り取って宛名ラベル →
としてご使用下さい。

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所7階

千葉市下水道経営課内

千葉県下水道協会事務局 行

責任技術者届出事項変更届在中

4 問い合わせ先

千葉県下水道協会事務局 TEL. 043-245-6112

(R2.7)